



道路後退用地等の寄附を受け付けています

町では建築行為等により道路後退が生じた場合、後退部分の寄附を受け付けています。

1. 事業の概要

道路後退部分を寄付する意向がある場合は、町と事前協議を行い、協議完了後、道路後退部分について、測量・分筆登記・所有権移転登記にかかる費用を町で負担します。また、建築工事完了後、道路後退部分について舗装整備を行います。

※「後退用地の面積が狭小」「周辺の状況等から町で管理することが困難」な場合などは、自費による整備や自主管理をお願いすることがあります。

なお、土地分譲販売やアパート建設等、営利目的となる土地利用の場合は、自費で測量・分筆登記及び舗装整備等を行っていただき、その後、町で所有権移転登記、受入れをします。

道路後退部分を寄附しない場合は、後退杭を設置し自主管理となります。

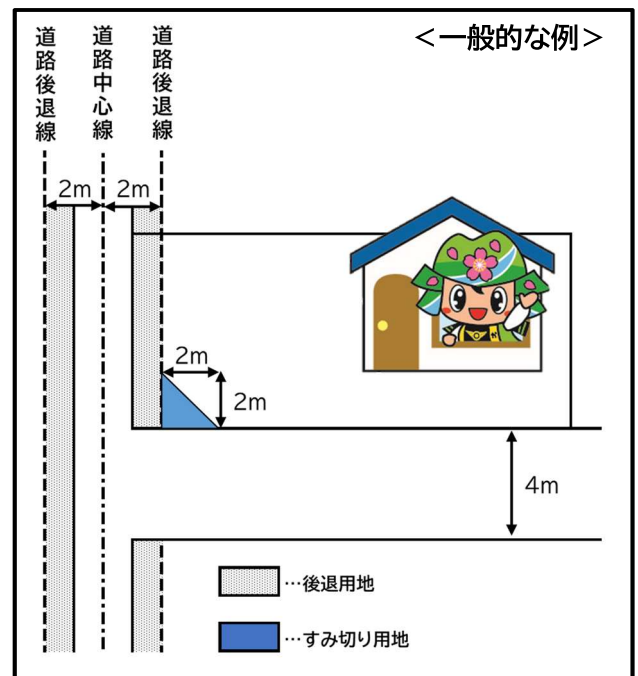
2. 寄附の受け入れ対象

●建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁（高崎土木事務所）の指定した道及び幅員4メートル未満の町道（※私道は除く）に接する道路後退用地。

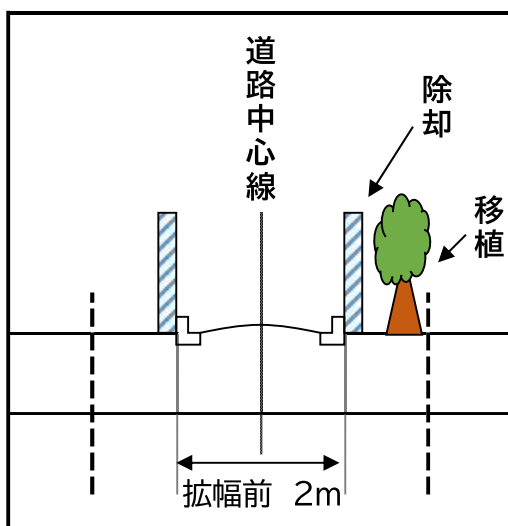
●既存道路の『公図中心から2メートル後退している』もしくは、片側が河川等の場合は、『反対側一方向へ4メートル後退している』こと。なお、任意の後退方法は対象になりません。事前の境界確定が必要です。

●後退用地に支障物がないこと。
支障物がある場合は自費で撤去もしくは移設していただいた後に受入いたします。また、測量により後退不足が判明した場合も同様ですので境界確定し、後退線が判明する前に外構工事を施工する場合はご注意ください。

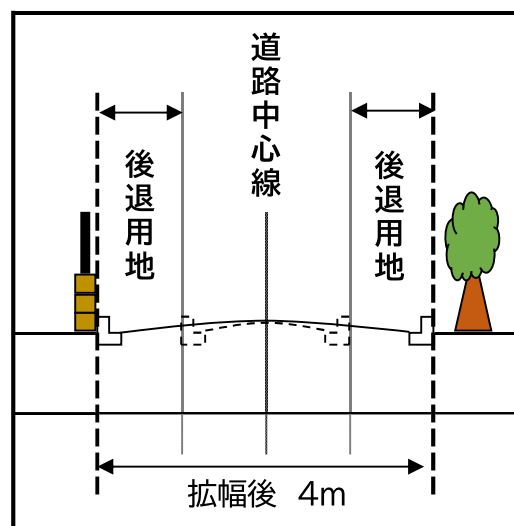
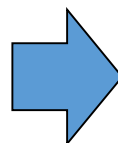
【支障物】…門、塀、擁壁、基礎、柵、止水栓、メーターボックス、土間コンクリート、石積み、植栽、生垣、浄化槽・埋設物（最低限の土被りを確保できないもの）、電柱、標識等



【例】



後退前



後退後

3. 申込みにあたっての注意

- 公図に「100-1+100-2」等のように表示されている筆界未定地は分筆ができませんので、受入できません。解消のうえ、協議してください。
- 抵当権等の権利がある場合は、事前に権利者と協議のうえ、抹消ができる状態にしてください。また、手続きに時間を要する場合があります。
- 新たに官民境界となる部分は、外構工事にて土間コンクリート、地先境界ブロック、ブロック塀などを民地側に施工し官民境界をはっきり明示してください。



【問い合わせ・受付窓口】

甘楽町 建設課 都市計画係

電話：0274-64-8322

mail：tosikei@town.kanra.lg.jp